(4)	避雷設備	接地	基準抵抗値　10Ω	Ω					
(5)	照明電飾								
(6)	給電線及び集電装置	給電線	基準値（　mm）　現在値（　mm）						
		集電子	基準値（　mm）　現在値（　mm）						
(7)	リミットスイッチ及びセンサー								
(8)	非常停止ボタン								
10	**その他の設備**								
(1)	乗降場及びスタート台								
(2)	着水部								
(3)	点検用歩廊								
(4)	安全柵								
(5)	運転室								
(6)	機械室								
(7)	放送設備及び信号装置								
(8)	定員及び注意事項の表示								
(9)	風速計								
(10)	非常救出装置								
(11)	装飾物								
(12)	耐震対策								
11	**上記以外の検査項目**								

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

（注意）

① この書類は、遊戯施設ごとに作成してください。その際に、「遊戯施設番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の３の３様式第二面５欄の番号を記入してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の３の３様式第二面３欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該遊戯施設の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ ウォータースライドの場合は、１構造部分、２軌道関係、５安全装置の(8)水位検出装置、８油圧装置・空圧装置・揚水装置、９電気設備、10その他の設備を抜粋して作成して構いません。

⑤ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の遊戯施設に適用されないことが明らかなものについては、その項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。

⑧ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑦に該当せず、別表（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑨ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦及び⑧のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。

⑩ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑪ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該遊戯施設の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑫ １(４)「基礎と構造物を定着させる部分」の「設置時厚さ」には設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。

⑬ １(５)「構造物」の「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。

⑭ ２(1)「軌条、軌道、水路及び滑走路」の「摩耗部分」及び「滑走路」は、該当するレールの型式を○で囲み、「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。なお、「腐食部分」の「現在厚さ」には、腐食部分を除去した後に測定した結果を記入してくだ

⑮ ２(2)「支持部材」の「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを記入してください。「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入してください。また、右欄に現在厚さの設置時厚さに対する割合を記入してください。

⑯ ３(1)「電動機及び制動機」の「制動片の残存厚み」には、製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものにあっては、「イ.」を○で囲んだ上で、要重点点検（基準が定められていない場合は、（　mm）内に「－」を記入。）及び要是正となる残存厚み基準値を記入し、製造者が検査方法を指定しているもので、「イ.」に該当しないもの以外にあっては、「ロ.」を○で囲んだ上で、要重点点検（要重点点検の基準が定められていない場合を除く。）及び要是正となる基準を記入し、製造者が検査方法を指定していないものにあっては、「ハ.」を○で囲んで、前回定期検査時で測定した厚みを記入してください。また、右欄には、今回の定期検査で測定した厚みを記入して下さい。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（　mm）内に「－」を記入してください。

⑰ ３(3)「減速機」及び３(6)「駆動用歯車装置」の「設置時厚さ」には、設計図書等により確認した新設時の厚さを、「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入してください。

⑱ ３(7)「駆動車輪装置」、６(4)「車輪装置」の「車輪」及び７(2)「ガイドローラー」には、鋼製、ライニング、空気入りタイヤ、ソリッドタイヤのうち該当しない車輪を取消線で抹消してください。鋼製又はライニングされた車輪にあっては、「基準値」に、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は、鋼製車輪の場合は設置時直径の2.5%または6mmのうちいずれか小さい値を記入してください。ライニングされた車輪の場合はライニング厚さの25%または5mmのうちいずれか小さい値を記入してください。「現在値」には、検査で測定した摩耗量を記入してください。右欄に現在値の基準値に対する割合を記入してください。空気入りタイヤにあっては、「基準空気圧」に、製造者設計基準値がある場合はその値を記入してください。製造者設計基準値がない場合は350kPaと記入してください。「現在空気圧」には、検査で測定した空気圧を記入してください。右欄に現在空気圧の基準空気圧に対する割合を記入してください。「設置時溝深さ」には、新品時の溝深さを記入してください。「現在溝深さ」には、検査で測定した溝深さを記入してください。右欄に現在溝深さの設置時溝深さに対する割合を記入してください。なお、車輪が複数ある場合は、最も摩耗の進行している車輪について記入してください。